

## 各分科会における検討内容等について（案）

### 紙類分科会における検討内容等について

#### 1. 検討方針

昨年度は、平成 20 年 1 月の古紙偽装問題の発覚を受け、特定調達品目検討会及び分科会において紙類に関する様々な検討が行われ、「環境に配慮された原料を使用したパルプ」として、古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプを定義するとともに、本年度の調達から、製品に求められる基本的な品質、機能等の確保を前提として、コピー用紙について総合評価指標の導入が行われた。また、印刷用紙については、総合評価指標の導入拡大の方針で引き続き検討を進めることとされた。

本年度は、これまでの紙類に係る検討経緯等を踏まえ、コピー用紙に係る総合評価指標及び印刷用紙に関して、主に以下の内容に係る検討を実施する。

- (1) 判断の基準を満足するコピー用紙の市場動向の把握・分析及び供給状況を踏まえた適切な評価値の見直し
- (2) 製紙メーカー各社の取組状況を踏まえた、総合評価指標の指標項目・重み付けの検討
- (3) コピー用紙における試行結果を踏まえた、印刷用紙への総合評価指標の導入拡大の検討

上記 3 つの内容に関する検討方針は、以下のとおりである。

#### (1) コピー用紙の市場動向の把握・分析、評価値の見直し

判断の基準を満足するコピー用紙については、本年 2 月の基本方針の閣議決定以降、製紙メーカーやコピー用紙のサプライヤ等から順次供給が開始されたところである。基本方針に記載されているとおり、平成 21 年度の 1 年間については、総合評価値 70 以上で特定調達物品とする経過措置が設定されているが、平成 22 年度以降 80 以上に引き上げるためには、判断の基準を満足するコピー用紙の市場動向（評価値別の動向を含む）について、製紙メーカー各社から情報を収集し、今後の供給状況について整理する必要がある。

#### 【コピー用紙に係る調査】

- 判断の基準を満足するコピー用紙の供給状況、今後の供給見込みの調査（総合評価値別の把握）
- 国等の機関及び一般消費者からのクレーム情報、トラブル情報の収集（供給製品に対する品質面の評価）

総合評価指標の基本項目として「環境に配慮された原料を使用したパルプ」を指標項目としているが、判断の基準を満足するコピー用紙の安定供給等の観点から、森林認証材パルプ及び間伐材パルプについては、クレジット方式を採用している。このため、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの実際の供給状況や課題とともに、クレジット方式の運用状況についても把握・整理する。

【原材料の供給状況に係る調査】

- 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの供給状況、今後の供給見込み
- クレジット方式の運用上の課題の把握

以上を勘案し、平成 21 年度 1 年間について経過措置としている総合評価値 70 以上の見直しが可能であるかについて、検討会及び分科会において検討を行う。

( 2 ) 指標項目・重み付けの検討

総合評価指標の指標項目は、各々既存の研究等により環境負荷低減効果が確認されている項目が選定されているが、各指標項目間の重みについては、単にライフサイクル上のインパクトのみで設定されるのではなく、政策的な重要性や環境配慮に関する取組の進捗状況を踏まえ、その政策的意図について十分議論した上で決定された。

本年度は、総合評価指標が導入され、運用がはじまった段階であるため、各製紙メーカーの環境配慮への取組状況や社会的な反響の検証、上記( 1 )の市場動向等を多面的・総合的に評価するための情報を収集し、現状把握を行うこととする。

【今後の見直しに当たっての留意点】

- 製品の流通在庫や製品への表示等に要する期間を勘案し、製紙メーカー、流通事業者等への影響が少ないよう努めることが必要

( 3 ) 印刷用紙への総合評価指標の導入拡大の検討

印刷用紙への総合評価指標の導入については、上記( 1 )及び( 2 )における情報把握、検討状況、印刷・情報用紙に係る製紙メーカーの環境技術の開発状況、製品の供給見込み等の幅広い観点から検討を行うこととし、製紙メーカー各社や製紙連合会はもちろんのこと、印刷事業者、流通事業者、消費者等を含め十分な議論を行い決定するものとする。

総合評価指標を導入する場合には、指標項目及び重み付けについての検討が必要となる。表 1 は、印刷用紙に係る指標項目(基本項目及び加点項目)及び指標値の一例を示したものであり、コピー用紙と同様の考え方で、総合評価値 80 以上で特定調達物品等とすることが考えられる。

また、微塗工用紙及び塗工用紙については、塗工量を加点項目として設定することも考えられ、塗工量を削減することにより加点されることが想定される。また、非塗工用紙及び微塗工用紙については、白色度を加点項目として設定することが考えられる。

さらに、ECF パルプ等の塩素ガスを使用しない漂白を行っている場合に加点することなどが考えられる。一方、印刷用紙の坪量については用途に応じて変化することから、一律に規定できないため、指標項目としての選定については十分な検討が必要である。ただし、省資源、流通段階の環境負荷低減、やむを得ず廃棄される場合の紙ごみの削減等の観点から印刷物の軽量化については、役務の印刷において検討を行う。

【検討に当たっての留意点等】

- 印刷用紙への総合評価指標の導入に係る検討
  - 具体的な指標項目（基本項目、加点項目）、各指標項目の重み付け
  - 印刷用紙の古紙パルプ配合率調査（供給可能性：製紙メーカーの銘柄別）
  - 印刷用紙の流通段階におけるトレーサビリティの確保
- 必要に応じた優先順位の設定
  - 総合評価指標を導入する印刷用紙の種類については、検討の進展状況及び国等の機関における調達状況等を踏まえ、必要に応じ優先順位の設定を考慮

表 1 印刷用紙の総合評価指標の指標項目の一例

指標項目 用紙種類		基本項目			加点項目			
		古紙パルプ配合率	森林認証材・間伐材パルプ合計利用割合	その他持続可能性を旨としたパルプ利用割合	白色度	坪量	塗工量	塩素ガスを使用しない漂白
コピー用紙	対象範囲	70～100%	0～30%	0～30%	～75%	～68g/m <sup>2</sup>	-	-
	指標値	50～80	0～30	0～15	15～0	15～0	-	-
	対象範囲	60～100%	0～40%	0～40%	～75%	-	-	-
印刷用紙	対象範囲	60～100%	0～40%	0～40%	～75%	-	-	-
	指標値	50～90	0～40	0～20	15～0	-	-	5
	対象範囲	60～100%	0～40%	0～40%	～75%	-	～12g/m <sup>2</sup>	-
紙	対象範囲	60～100%	0～40%	0～40%	-	-	～30g/m <sup>2</sup>	-
	指標値	50～90	0～40	0～20	-	-	15～0	5
	対象範囲	60～100%	0～40%	0～40%	-	-	～30g/m <sup>2</sup>	-
紙	対象範囲	60～100%	0～40%	0～40%	-	-	～30g/m <sup>2</sup>	-
	指標値	50～90	0～40	0～20	-	-	15～0	5
	対象範囲	60～100%	0～40%	0～40%	-	-	～30g/m <sup>2</sup>	-

2. その他の事項

製紙メーカー各社は、投入損紙量の削減に向けた取組を行っているところであるが、適切な情報提供の観点から、製紙メーカー各社において、自主的に損紙に関する情報を開示または第三者による監査・評価を受けるよう努めることが重要と考えられる。また、灰分（填料）の扱いについても検討が必要との指摘がなされている。

## 印刷分科会における検討内容等について

### 1. 検討方針

平成 20 年度の印刷分科会における判断の基準等の設定に当たっての基本的な考え方は、古紙の供給サイドであるオフィス等において分別管理を徹底することにより、製紙原料としての古紙の品質向上（古紙の循環システムの構築）を図ること、すなわち、古紙再生の阻害要因となる材料等の使用について、より厳密な区分を設定することにより、「紙」から「紙」へのリサイクルを促進することを目的とした見直しを行った。

本年度は、これまでの紙類・印刷分科会における検討経緯等を踏まえ、引き続き以下の内容に関する検討を実施する。

- (1) 印刷物のリサイクル適性に関する検討結果の適切な反映
- (2) 資材確認票の運用方法の検討及び普及促進
- (3) 印刷用紙への総合評価指標の導入拡大の検討

上記の 3 つの内容に関する検討方針は、以下のとおりである。

#### (1) リサイクル適性

平成 20 年度においては、「紙」から「紙」へのより高度なりサイクルを推進するため、使用済みになった印刷物のリサイクル適性を表す識別表示を行うことを判断の基準として設定した。印刷物の具体的なリサイクル適性については、(財)古紙再生促進センター及び(社)日本印刷産業連合会における「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討状況を踏まえ、可能な限り統一を図り、基本方針に反映したところであるが、今般実施した提案募集においても、複数の事業者等から古紙リサイクル適性ランクリストの見直し(抄色紙、ファンシーペーパー等)<sup>1</sup>や板紙へのリサイクル促進の観点から判断の基準等の見直し等が提案されたところである。

このため、これらの提案を含め、平成 21 年度においては、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討状況を踏まえ、印刷物のリサイクル適性に関する判断の基準等への適切な反映を図る。

#### 【見直しに当たっての留意点】

- 古紙リサイクル適性ランクリスト等の継続的な検討・見直しに迅速に対応可能な仕組みの検討
- 古紙リサイクル適性ランクリストに掲載されていないものの取扱(例えばデジタル印刷のインキ等)

#### (2) 資材確認票

印刷物の製作に当たっては、企画・設計段階からリサイクル適性に配慮し、「目的・

---

<sup>1</sup> 「古紙リサイクル適性ランクリスト」については、本年度も引き続き検討が行われており、適宜見直される予定

機能の充足」と「リサイクル対応」の両立を図るため、通常の発注・仕様管理の各ステップでリサイクル対応型印刷物製作のために必要な確認を行うことが重要となる。このため、国等の機関は印刷物の発注に当たって、資材確認票により使用する資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物を製作する必要がある。

平成 21 年度における資材確認票の運用は、試行期間と位置づけられていることから、試行状況を踏まえ、具体的な発注・仕様管理の流れに応じたりサイクル対応型印刷物の確認事項について検討するとともに、資材確認票の運用方法の検討を行い、平成 22 年度からの本格的な導入に備えることとする。

#### 【資材確認票の運用に係る調査】

##### □ 資材確認票の普及促進及び適切な運用に関する実態調査

#### ( 3 ) 印刷用紙への総合評価指標の導入拡大の検討

紙類と同様に、総合評価指標の印刷用紙への拡大の可能性及び導入する場合の指標項目、重み付け、総合評価値等について検討を実施する。

検討に当たっての考え方については、「 .紙類分科会における検討内容等について」のとおりである。

## 2 . その他の事項

その他の事項として、印刷物の用途や求められる品質等を十分検討の上、可能な限り軽量化を図るための判断の基準等の設定に関する検討が必要と考えられる。

## 3 . 検討に当たっての留意点

印刷事業者からは、流通段階における印刷用紙の原材料構成等に関する検証の仕組みが不十分との指摘も一部からなされており、特に小口発注の場合の効率的な検証方法の検討が必要と考えられる。

## 繊維製品分科会における検討内容等について

### 1. 検討方針

現行の基本方針において、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品の計4分野15品目（以下「繊維製品」という。）が特定調達品目となっている。そのうち6品目については、平成13年4月のグリーン購入法施行時から指定されており、これら繊維製品の主たる判断の基準として設定されている再生PET樹脂の配合率10%以上については、見直されることなく据え置かれてきた（作業手袋は50%以上）。また、調達実績からわかるとおり、国等の機関においては、毎年大量の繊維製品を調達しており、その調達率もほとんどの品目が90%以上で推移している（表2参照）。

このため、現行の繊維製品に係る判断の基準等について検討するとともに、新たに特定調達品目として追加可能な品目について検討し、より環境負荷低減効果の高い繊維製品の普及やリサイクルシステムの構築を推進する。

また、併せて、植物を原料とする合成繊維（PLA）についてもライフサイクル全般にわたる環境負荷低減効果を検討・評価し、現段階における考え方について整理を行うものとする。

表2 国等の機関における繊維製品の調達実績（平成19年度）

分野	品目	総調達量	特定調達物品等	特定調達物品等の調達率 = /	
制服・作業服(2)	制服	388,093 着	363,744 着	93.7 %	
	作業服	136,289 着	127,385 着	93.5 %	
インテリア・寝装寝具(9) (ベッドフレームは除く)	カーテン	18,331 枚	17,420 枚	95.0 %	
	布製ブラインド	3,935 枚	3,642 枚	92.6 %	
	タフテッドカーペット	79,621 m <sup>2</sup>	79,533 m <sup>2</sup>	99.9 %	
	タイルカーペット	149,501 m <sup>2</sup>	145,945 m <sup>2</sup>	97.6 %	
	織じゅうたん	7,207 m <sup>2</sup>	5,413 m <sup>2</sup>	75.1 %	
	ニードルパンチカーペット	50,415 m <sup>2</sup>	50,411 m <sup>2</sup>	100.0 %	
	毛布	購入	46,297 枚	46,267 枚	99.1 %
		リース・レンタル(新規)	284,143 枚	281,099 枚	
		リース・レンタル(継続)	1,005,163 枚	966,265 枚	
	ふとん	購入	7,228 枚	7,066 枚	98.3 %
		リース・レンタル(新規)	588,225 枚	578,536 枚	
		リース・レンタル(継続)	3,244,640 枚	2,578,623 枚	
	マットレス	購入	2,893 個	2,828 個	97.4 %
リース・レンタル(新規)		133,299 個	129,772 個		
リース・レンタル(継続)		609,809 個	609,365 個		
作業手袋(1)	作業手袋	1,317,508 組	989,997 組	75.1 %	
その他繊維製品(3)	集会用テント	購入	512 台	507 台	99.1 %
		リース・レンタル(新規)	142 台	141 台	
		リース・レンタル(継続)	1 台	1 台	
	ブルーシート	購入	12,668 枚	12,457 枚	98.3 %
		リース・レンタル(新規)	6 枚	6 枚	
		リース・レンタル(継続)	0 枚	0 枚	
防球ネット		506 枚	503 枚	99.4 %	

## (1) 対象品目について

現行の15品目の繊維製品のうち、特に平成13年度の法施行以来据え置かれている判断の基準等については、市場動向や製品の供給状況等を勘案し、見直しが可能な品目について検討を進める(現行の判断の基準等については表3参照)。

また、新規に追加する品目については、今般実施した平成21年度の提案募集において提案された品目を含め、国等の機関における調達量が相当程度あり、例えば、再生材料の使用やリサイクルシステムの構築等によって通常品と比較し環境負荷低減効果が期待できると考えられる繊維製品を対象として検討を行う。

## (2) 判断の基準等の検討事項(案)

現行の判断の基準は、主に以下の項目について見直し等を検討する。見直しに当たっては、PETボトルリサイクルの現状やその他の再生材料の利用実態、先進的に繊維製品の回収・リサイクルシステムを構築している事業者等の取組を踏まえ検討する。

### 判断の基準

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 再生PET樹脂の判断の基準に係る検討                | 1 |
| <input type="checkbox"/> ポリエステル以外の原料の基準に係る検討               | 2 |
| → 再生PET樹脂配合率をはじめとした再生材料の判断の基準の見直しについては、原材料の供給状況等を勘案した検討を実施 |   |
| <input type="checkbox"/> 未利用繊維、リサイクル繊維の基準に係る検討             | 2 |
| <input type="checkbox"/> 廃植物繊維の判断の基準への追加等に係る検討             | 2 |
| <input type="checkbox"/> 植物由来の合成繊維に係る判断の基準の考え方の整理          | 3 |
| <input type="checkbox"/> 回収・リサイクルシステムに係る判断の基準の設定           | 4 |
| → 回収・リサイクルシステムについては積極的な評価が必要との指摘                           |   |
| <input type="checkbox"/> その他の環境配慮項目(リサイクル設計(単一素材)等)に係る検討   | 等 |
- 表2「現行の繊維製品の判断の基準及び配慮事項」参照

### 配慮事項

現行の配慮事項に加え、以下の項目について検討を行う。

- 各種加工材の使用への配慮、難燃剤の不使用(消防法令に配慮)
- ホルムアルデヒドの含有、染料の無添加 等
- ホルムアルデヒドに関する業界自主基準等の準用の検討

## 2. 検討に当たっての留意点

繊維製品については、以下の点に留意して検討を実施する。

- 繊維産業の生産・流通構造は、製造事業者(糸、織物、アパレル等)、流通事業者(卸、小売等)と多段階に分業されていることから、判断の基準の見直しに当たっては、多角的な調整が必要

- オフィス等で需要の多いタイルカーペットについては、現在は回収して再生原料として利用されている場合もあることから、現在の回収実態を調査するとともに、使用後のリサイクル性についても検討が必要
- オフィスユニフォーム等のリース・レンタルが普及しはじめていることから、制服・作業服の調達実績の集計方法について検討
- リース・レンタル契約の繊維製品については、別途実施するクリーニング分科会における検討状況に留意

表3 現行の繊維製品の判断の基準及び配慮事項

分野	品目	追加年度	判断の基準				配慮事項				
			再生PET配合率 ( 1 )	再生PET以外の 再生材料配合率 ( 2 )	植物由来の 合成繊維配合率 ( 3 )	その他	簡易包装・再生 利用、廃 棄時への 配慮	回収・再 利用シス テム ( 4 )	未利用繊維・反毛 繊維の使 用	漂白剤の 不使用	長期使 用、再生 利用のた めの環境 配慮設計
制服・作業服	制服	H13	製品全体重量比10%以上		製品全体重量比25%以上						
	作業服	H13									
インテリア ・寝装寝具	カーテン	H13	製品全体重量比10%以上								
	布製ブラインド	H19	布生地全体重量比10%以上								
	タフテッドカーペット	H17		未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラ、その他の再生材料が製品全体重量比10%以上							
	タイルカーペット	H17									
	織じゅうたん	H13									
	ニードルパンチカーペット	H13			製品全体重量比25%以上						
	毛布	H13	製品全体重量比10%以上								
	ふとん	H14	ふとん側地又は詰物の繊維重量比10%以上			再使用した詰物が詰物の全体重量比80%以上					
	マットレス	H14	繊維部品全体重量比10%以上	フェルトは全て未利用繊維又は反毛繊維		ホルムアルデヒドの放出量、ノンフロン					
作業手袋	作業手袋	H13	製品全体重量比50%以上			ポストコンシューマ繊維が製品全体重量比50%以上					
その他 繊維製品	集会用テント	H15	製品全体重量比10%以上								
	ブルーシート	H15		再生PEが製品全体重量比50%以上							
	防球ネット	H15	製品全体重量比10%以上	再生PEが製品全体重量比50%以上	製品全体重量比25%以上						